

「**建材・住宅設備機器における抗菌性能試験方法・表示及び判定基準**」
の**使用に関する**

管 理 規 定

平成17年 5月19日制定

平成18年 6月12日改定

平成20年10月 9日改定

平成24年 4月 1日改定

平成26年10月 1日改定

一般社団法人 日本建材・住宅設備産業協会

一般社団法人 日本建材・住宅設備産業協会

「建材・住宅設備機器における抗菌性能試験方法・表示及び判定基準」の 使用に関する管理規定

1. 目的

この管理規定は、一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会（以下「建産協」という）が作成した「建材・住宅設備機器における抗菌性能試験方法・表示及び判定基準」（以下「抗菌性能基準」という）が、ユーザーから信頼されるような制度として、スムーズに運営されるために、その管理、運営方法について規定する。

2. 使用対象

この基準の使用対象は、表示に関して、責任をもって建材・住宅設備機器を販売及び製造販売する企業とする。

但し、建産協会員以外の企業は、建産協と使用契約を締結した企業とする。なお、本契約は抗菌性能基準使用申請書の提出前に締結するものとする。

3. 使用契約手続

建産協会員以外の企業は、建産協の指定の使用契約書に基づき、使用契約の締結をする。

- ①抗菌性能基準使用契約書 2部（様式－1）
第4条による使用管理手数料についての規定（別紙）
- ②抗菌性能基準使用担当者登録届（様式－2）
- ③会社概要・案内

4. 使用管理 手数料

抗菌性能基準を使用する企業は、別途定める使用管理手数料を負担する。

- ①抗菌性能基準使用管理手数料（付則－1）

5. 使用申請

抗菌性能基準を使用する場合は、製品の種別別に、下記の書類をもって建産協に使用申請を行う。

（新規申請）

- ①抗菌性能基準使用申請書（正）1部（様式－4）
申請者名は代表権のある者又は同者より委任された

者とし、その委任状を、申請書に添えて提出する。

抗菌性能基準使用申請委任状（様式-5）

②抗菌性能試験成績書（正） 1部

③新製品カタログ、取扱説明書、新聞広告等の広報資料。（出来次第提出）

④製品の種類については、「抗菌性能基準使用申請書の記入について」の中の「製品の種類の例」を参照。

⑤申請書送付（郵送）時に、返信用封筒を同封。

（変更届）

①変更届すべき条件とは、必須表示項目の内容、抗菌剤の種類・量等、抗菌性能に影響を及ぼす様な変更があった場合をいう。

②申請方法は新規申請（①～⑤）と同様とする。

（延長届）

使用契約有効期間満了後において、抗菌加工製品の製造販売又は販売を継続する場合は、3年毎に契約更新するものとする。この場合においては、使用契約有効期間延長の届出を有効期間が満了する1ヶ月前までに提出する。

①抗菌性能基準使用契約期間延長届（様式-3）

（追加申請）

既登録番号と同一の抗菌仕様で同一のカタログに掲載するものは追加申請とし、既登録番号に新たに追加するものとする。様式-4にて、追加申請書を提出する。有効期間は既登録番号と同一とする。

6. 使用登録通知

建産協は、申請を受付け、内容の審査をした後、結果については、抗菌性能基準使用審査結果通知書をもって通知する。

①抗菌性能基準使用審査結果通知書（様式-6）

7. 品質管理

（試験方法・表示）

抗菌性能基準の試験方法・表示及び判定をする場合は、「建材・住宅設備機器における抗菌性能試験方法及び判定基準」に基づくこととする。

（検査）

製品の抗菌効果についての「製品検査」と「原料受入検査」との各々のデータを照合し、生産工程において、所期の抗菌効果が得られるかどうかを確認する時期は、新製品発売時及び抗菌剤の種類、量や抗菌加工部位の変更等、抗菌性能に影響を与えるような設計変更時とする。

（試験機関）

抗菌性能を評価する試験機関は、工業標準化法

第57条に基づく試験事業者登録制度で登録している団体及び企業とする。但し、持続性試験の環境加速試験の部分については、この条件を満たさなくても、自社試験で可とする。

8. 実施状況の管理

建産協は、抗菌性能基準の適切な実施状況の管理のために、下記の管理を行う。

- ①当該製品のカタログ、取扱説明書、新聞広告等広報資料の表示内容の確認。
- ②違反表示や無断使用等の場合の処置の検討。
- ③管理規定の制定・改廃を行う。
- ④広報活動
- ③本規定に定めのない事項の取扱いの検討。

上記の具体的な管理機関として、抗菌性能基準管理委員会を建産協内に設置し、建産協会員企業により委員を構成し、委員数は5～7名程度とする。

9. 違反措置

抗菌性能基準管理委員会の検討結果に基づき、表示内容の修正要求及びその他必要な処置を取るものとする。

10. 責任

抗菌性能基準の運用、トラブルへの対応等については、この基準を使用する建材・住宅設備機器を責任を持って製造・販売又は販売する企業が責任を負う。

11. 規定の制定・改定・

この管理規定の制定・改定は、抗菌性能基準管理委員会にて行うものとし、運営委員会の承認をもって発効するものとする。

12. 事務局

下記に設置し、契約、申請書受付、管理等の事務手続きを行う。

所在地 〒103-0007
東京都中央区日本橋浜町2丁目17番8号
浜町平和ビル5階

名称 一般社団法人 日本建材・住宅設備産業協会
抗菌性能基準管理事務局
TEL 03-5640-0901
FAX 03-5640-0905

振込先 みずほ銀行 日本橋支店
普通預金 1555598
一般社団法人 日本建材・住宅設備産業協会

13. 履歴

平成17年5月19日制定

① (社)日本住宅設備システム協会は解散し、その業務を平成17年4月1日より(社)日本建材・住宅設備産業協会(「(社)日本建材産業協会」から改称)に移管した。

② これに伴い(社)日本住宅設備システム協会にて制定された「住宅設備機器における抗菌性能試験方法・表示及び判定基準の使用に関する『管理規定』」の運用も(社)日本建材・住宅設備産業協会に移管された。
上記「管理規定」における(社)日本住宅設備システム協会の表記は(社)日本建材・住宅設備産業協会に変更され、(社)日本建材・住宅設備産業協会の管理規定として制定された。

上記「管理規定」における「住宅設備機器」は対象商品の明確化を図るため「建材・住宅設備機器」と表現が改められた。又、抗菌加工部位の例に「洗濯乾燥機、エアコン、加湿器、掃除機、化粧シート、化粧板、鋼板、ステンレス鋼銅板」を追記した。

③ 建産協会員企業と会員以外の企業への「使用契約手続」の明確化を図るため、3.「使用契約手続」の項に「建産協会員以外の企業は」の文言を追加した。

④ 「使用申請」において(新規申請)(再申請)(延長申請)の文言を追加し、区別の明確化を図った。

上記見直しにより「様式-3の抗菌性能基準使用契約期間延長届」内の「管理規定3に基づき」は「管理規定5に基づき」と、改訂された。

平成18年6月12日改定

- ①「追加申請」についての項目、手数料を追加した。

平成20年10月 9日改定

- ①表紙の「平成11年5月26日制定」「平成13年3月27日改定」「平成14年7月1日改定」を削除。「平成17年5月19日改定」を「平成17年5月19日制定」に変更
- ②「再申請」という文言を「変更届」に変更
- ③11.「制定・改廃」を11.「規定の制定・改定」に変更。11.「その他、本管理規定及び抗菌性能基準の運用等に関しては(旧)社団法人日本住宅設備システム協会が策定したものを準用する」を削除。
- ④12.「その他」全文削除
上記変更に伴い。12.「事務局」、13.「履歴」とした。

平成24年4月1日改定

- ①新法人「一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会」変更に伴い、規定の承継を新法人設立登記日から施行するため、法人名称を変更。

平成26年10月1日改定

- ① 生後24カ月未満の乳幼児を対象にした製品の取り扱いについて明記した。

様式等目次

1. 抗菌性能基準使用契約書 第4条による使用管理手数料の規定	(様式-1) (別紙)
2. 抗菌性能基準担当者登録届	(様式-2)
3. 抗菌性能基準使用契約期間延長届	(様式-3)
4. 抗菌性能基準使用管理手数料	(付則-1)
5. 抗菌性能基準使用申請書及び記入について	(様式-4)
6. 抗菌性能基準使用申請委任状	(様式-5)
7. 抗菌性能基準使用審査結果通知書	(様式-6)
8. 抗菌性能及び安全性に関する試験機関(例)	(参考-1)
9. 副次的効果の表示について	(参考-2)

抗菌性能基準使用契約書

株式会社〇〇〇〇〇(以下甲という)と一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会(以下乙という)は、乙の「建材・住宅設備機器における抗菌性能試験方法・表示及び判定基準」(以下抗菌性能基準という)を、甲が使用することに関し、本契約を締結する。

(総 則)

第1条 甲は、抗菌性能基準を使用するに当たり、その管理規定を遵守するものとする。

(対象範囲)

第2条 抗菌性能基準の適用は、建材・住宅設備機器製品とする。

(契約期間及び更新)

第3条 本契約期間は、契約締結日より3年間とする。なお、使用契約有効期間満了後において、抗菌加工製品を製造販売又は販売している場合は、3年毎に契約更新するものとし、抗菌性能基準使用契約期間延長届を有効期間が満了する1ヶ月前迄に提出するものとする。

(使用管理手数料)

第4条 甲は乙に対し、製品の種別別に抗菌性能基準使用申請書を提出すると同時に使用管理手数料を納付するものとする。(別紙の第4条による使用管理手数料についての規定を参照)なお、乙において申請書受理後、入金確認が出来なかった場合は、本申請を無効とする。

又、使用不可になった場合は、乙は使用管理手数料の一部を返金することとする。

- 2 管理規定5に基づいて変更届、追加申請を行う場合も、製品の種別別に、甲は乙に対して使用管理手数料を納付するものとする。(別紙)

(審 査)

第5条 乙は甲の申請書の内容を審査し、審査結果を甲に連絡するものとする。

(責任)

第6条 甲は、抗菌性能基準の運用、ユーザーとのトラブルの対応等についての全ての責任を負うこととする。

(契約の解除)

第7条 乙は、甲が次の各号の1つに該当する時は、この契約の全部又は、

一部を解除することができる。

①甲の責任に帰すべき事由により、乙に損害を与えたとき。

②甲又はその代理人、もしくは使用人が本契約に違反し、又は、

不正な行為をしたとき。

③その他、他の条項で定める解除事由のあるとき。

(協議事項)

第8条 この契約に定めのない事項又はこの契約に変更、若しくは、疑義が生じた事項については、必要に応じて甲、乙協議して定めるものとする。

(管轄裁判所)

第9条 本契約に関して、裁判手続きの必要が生じた場合、乙の所在地を管轄する地方裁判所を第1審管轄裁判所とする。

以上の条項に合意の上、甲、乙各自署名捺印の上、本契約を二通作成し、甲、乙一通ずつ保持するものとする。

平成 年 月 日

甲

乙 東京都中央区日本橋浜町2丁目17番8号

浜町平和ビル5階

一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会

会長 石村和彦

第4条による使用管理手数料 についての規定

- ①使用管理手数料は、1製品の種類当たり、申請時において30,000円を負担し、内訳は、

内訳(申請手数料 3,000円)
(管理手数料27,000円)

とする。

- ②変更届及び延長届の場合は、1製品の種類当たり、申請時に30,000円を負担することとする。
- ③「使用不可」になった場合は、管理手数料の27,000円を返金することとする。
- ④追加申請の場合は、1製品の種類当たり1,000円を負担する。

平成 年 月 日

抗菌性能基準担当者登録届

一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会
 会長 石村和彦 殿

会社名

部署名

役職名

所属長名

印

「建材・住宅設備機器における抗菌性能試験方法・表示及び判定基準」を使用するに当たり、関係する業務についての担当者を、下記により登録致します。

なお、担当者が変更の場合は、速やかに届け出ることを確約致します。

記

担当者名	所属部署名・役職名	電話番号・FAX番号
		TEL FAX
連絡先(会社等)所在地 〒		

抗菌性能基準使用契約期間延長届

一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会
 会長 石村和彦 殿

平成 年 月 日

会社名

代表者名

印

当社は下記の抗菌加工製品の製造販売又は販売を継続して行っておりますので、管理規定5に基づき抗菌性能基準使用契約期間の延長届を提出致します。

記

	当初契約年月日	平成 年 月 日
	登録製品名	既登録番号
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		

抗菌性能基準使用管理手数料

- ①抗菌性能基準を使用する企業は、建産協に対し、1製品の種類ごとに申請し、

使用管理手数料：30,000円
内訳（申請手数料 3,000円）
（管理手数料27,000円）

を、抗菌性能基準使用申請書提出と同時に支払わなければならない。但し、建産協会員企業は、管理手数料を免除する。

- ②変更届及び延長届の場合も、使用管理手数料は①と同様とする。
- ③「使用不可」になった場合は、管理手数料を返金することとする。
- ④追加申請の場合は、1製品の種類当たり申請手数料1,000円を負担する

(新規・変更届・追加申請)

抗 菌 性 能 基 準 使 用 申 請 書

一般社団法人 日本建材・住宅設備産業協会 御中

申請年月日 平成 年 月 日

所在地 〒

会社名

申請者名

印

建材・住宅設備機器における抗菌性能試験方法・表示および判定基準を、下記の内容にて、当該製品に使用したく、試験成績書を添えて申請致します。

記

(建産協で記入)

項 目		内 容		確 認	
抗菌加工商品名					
製品の種類					
抗菌加工部位					
抗菌加工部位の材質					
抗菌剤の種類					
抗菌性能試験方法		フィルム密着法 その他()法	栄養濃度(1/500)		
試験菌		黄色ぶどう状球菌	大腸菌		
抗 菌 活 性 値	持 続 性 試 験	水浸漬試験後			
		耐光試験後			
		耐洗剤試験後	試験液NO.	試験液NO.	
			試験液NO.	試験液NO.	
	試験液NO.		試験液NO.		
持続性試験不要時					
登録試験事業者名					
安全性試験確認結果		経口急性毒性()			
		皮膚一次刺激性()			
		変異原性()			
		皮膚感作性()			

様式-4-2

(建産協で記入)

項目		内容		確認	
抗菌加工部位					
抗菌加工部位の材質					
抗菌剤の種類					
抗菌性能試験方法		フィルム密着法 その他()法 栄養濃度(1/500)			
試験菌		黄色ぶどう状球菌	大腸菌		
抗菌 活性 値	持続性 試験	水浸漬試験後			
		耐光試験後			
		耐洗剤試験後	試験液NO.	試験液NO.	
			試験液NO.	試験液NO.	
	試験液NO.		試験液NO.		
持続性試験不要時					
登録試験事業者名					
安全性試験確認結果		経口急性毒性()			
		皮膚一次刺激性()			
		変異原性()			
		皮膚感作性()			

(建産協で記入)

項目		内容		確認	
抗菌加工部位					
抗菌加工部位の材質					
抗菌剤の種類					
抗菌性能試験方法		フィルム密着法 その他()法 栄養濃度(1/500)			
試験菌		黄色ぶどう状球菌	大腸菌		
抗菌 活性 値	持続性 試験	水浸漬試験後			
		耐光試験後			
		耐洗剤試験後	試験液NO.	試験液NO.	
			試験液NO.	試験液NO.	
	試験液NO.		試験液NO.		
持続性試験不要時					
登録試験事業者名					
安全性試験確認結果		経口急性毒性()			
		皮膚一次刺激性()			
		変異原性()			
		皮膚感作性()			

(建協で記入)

項目	内容		確認
表示対象	・製品カタログ ・製品 ・取扱説明書		
表示項目	表示予定内容		
抗菌効果	製品表面の細菌の増殖を抑制します。 これは、JIS Z 2801の抗菌性試験方法による試験をJNLA登録試験所で実施し、その効果がJIS Z 2801の抗菌効果の基準を満たしたものです。これにより感染防止、防汚、防カビ、防臭、ぬめり防止などの副次的効果を訴求するものではありません。		
抗菌加工部位			
抗菌剤の種類			
抗菌性能持続性	(一社)日本建材・住宅設備産業協会基準により確認		
安全性	(一社)日本建材・住宅設備産業協会基準により確認		
禁止事項			
取扱注意事項			
啓発事項			
当製品カタログ	提出予定日 平成 年 月 日		
当製品取扱説明書	提出予定日 平成 年 月 日		
変更届・追加申請の場合	既登録番号：		
	変更・追加内容		

JNLA: Japan National Laboratory Accreditation system
(工業標準化法に基づく試験事業者登録制度)

担当者名	部署名		TEL:
	氏名		FAX:

抗菌性能基準使用申請書(様式4)の記入について

1. 表 題 新規・変更届・追加申請の区分に○印を付ける。
2. 申請者欄 申請者名は代表権のある者、又は、同者より委任された者とし、後者の場合はその委任状を初回申請と同時に提出する。
3. 製品の種類欄 次頁「製品の種類の例」を参考に記入。但し、製品の種類名が同じであっても、製品の主要部の材質が異なるなどで抗菌の加工方法が異なる場合は別申請とする。
(例、熱可塑性ポリバス、熱硬化性ポリバス、ステンレスバス、ホーローバスは別々の申請とする。)
4. 抗菌加工部位欄 言葉、または、図で記入
 - ① 製品が同一材質の複数部位で構成されている場合
抗菌加工部位欄にのみ複数個記入する。
 - ② 製品が異なる材質の複数部位により構成されている場合
様式4—2を用い、抗菌剤の種類、抗菌性能の試験方法、抗菌活性値、安全性試験結果を、異なる材質の抗菌加工部位別に記入する。
5. 抗菌性能試験方法欄 該当試験方法名に○印をつけるか、または、試験方法名を記入する
6. 抗菌活性値欄 規定された持続性試験後の抗菌活性値を記入
例 3.6 抗菌活性値 = $\log(C/D)$
C: 無加工試験区での細菌数
D: 抗菌加工試験区での細菌数
持続性試験不要時欄は、持続性試験3試験とも不要な商品の場合は、持続性試験をせずに抗菌性能試験をした場合の抗菌活性値を、この欄に記入する。
抗菌活性値 ≥ 2.0 の場合 合格
7. 表示対象欄 製品カタログ、製品、取扱説明書の内、表示するものに○印を付ける。
8. 表示予定内容欄
 - ① 製品が同一材質の複数部位で構成されている場合
・表示は1種類でよい。
 - ② 製品が異なる材質の部位により構成されている場合
イ) 部位により表示は変わらない場合
・表示は1種類でよい。
ロ) 部位により表示が異なる場合
・表示内容を部位別に記入する。
9. 変更届・追加申請の場合欄 既登録番号と変更内容又は追加内容を記入する。

製品の種類の例	抗菌加工部位の例
バスユニット	タイル、壁パネル、目地、浴槽、引き戸の取っ手、風呂蓋、水栓金具、手すり、目皿、浴室カーテン、
浴槽(バス)	風呂蓋、浴槽、操作パネル
給湯器・風呂釜	操作パネル
水栓金具	本体、ハンドル、シャワーヘッド、シャワーホース
浴室床・浴室壁	タイル、パネル、目地、
浴室照明	照明カバー
トイレユニット	大便器、小便器、便座、便蓋、便器、水栓金具、手すり、洗浄ノズル、操作パネル、本体ケーシング
便器	大便器、小便器、便座、
温水洗浄便座(含便器)	洗浄ノズル、便座、便器、操作パネル、本体ケーシング
洗面化粧台	洗面カウンター、洗面器、水栓金具
洗濯機、洗濯乾燥機	蓋、脱水槽、
キッチン	キッチンカウンター、キッチンシンク、水栓金具、食洗機、排水トラップ、
生ゴミ処理機	本体、蓋、操作パネル
オープン・レンジ、コンロ 冷蔵庫	つまみ 扉、取っ手、棚、トレイ
エアコン、加湿器、 掃除機	
手すり、 床材	握り部 床材、框
内装ドア、パネル	面材、取っ手
収納家具 化粧棚	扉、取っ手、カウンター 棚、
こたつ	天板、
壁紙、化粧シート 化粧板	
鋼板、ステンレス鋼、 銅板	

(電気・ガス石油機器はビルトイン、又は、工事を要する商品)

但し、部材を販売している会社の場合は抗菌加工部位が製品の種類になることがある。
生後24カ月未満の乳幼児を対象とした製品の申請は不可とする。

<記入例>

様式 - 4 - 1

(新規) 変更届・追加申請)

抗菌性能基準使用申請書

一般社団法人 日本建材・住宅設備産業協会 御中

申請年月日 平成 年 月 日

所在地 千

会社名

申請者名

印

建材・住宅設備機器における抗菌性能試験方法・表示および判定基準を、下記の内容にて、当該製品に使用したく、試験成績書を添えて申請致します。

記

(建産協で記入)

項 目		内 容		確認
抗菌加工商品名		ベストキッチン		
製品の種類		キッチン		
抗菌加工部位		キッチンカウンター		
抗菌加工部位の材質		人工大理石		
抗菌剤の種類		無機系 (銀)		
抗菌性能試験方法		フィルム密着法 その他 () 法 栄養濃度 (1/500)		
試験菌		黄色ぶどう状球菌	大腸菌	
抗菌 活性 性 値	持 続 性 試 験	水浸漬試験後	3.1 2.5	
		耐光試験後	2.6 2.3	
		耐洗剤試験後	試験液NO. 1 2.4	試験液NO. 1 2.7
	試験液NO.		試験液NO.	
	試験液NO.	試験液NO.		
持続性試験不要時				
登録試験事業者名		日本食品センター		
安全性試験確認結果		経口急性毒性 (2000mg/kg以上)		
		皮膚一次刺激性 (弱い刺激性)		
		変異原性 (陰性)		
		皮膚感作性 (陰性)		

<記入例>

(建産協で記入)

項目		内容		確認			
抗菌加工部位		キッチンシンク					
抗菌加工部位の材質		ステンレス					
抗菌剤の種類		無機系(銅)					
抗菌性能試験方法		フィルム密着法 その他()法 栄養濃度(1/500)					
試験菌		黄色ぶどう状球菌	大腸菌				
抗菌 活性 値	持続性 試験	水浸漬試験後	3.5	2.7			
		耐光試験後	2.7	2.5			
		耐洗剤試験後	試験液NO. 1	2.5	試験液NO. 1	2.5	
			試験液NO.		試験液NO.		
	試験液NO.			試験液NO.			
持続性試験不要時							
登録試験事業者名		〇〇〇〇株式会社					
安全性試験確認結果		経口急性毒性(2000mg/kg以上)					
		皮膚一次刺激性(弱い刺激性)					
		変異原性(陰性)					
		皮膚感作性(陰性)					

(建産協で記入)

項目		内容		確認			
抗菌加工部位		水栓ハンドル					
抗菌加工部位の材質		ステンレス					
抗菌剤の種類		無機系(銀)					
抗菌性能試験方法		フィルム密着法 その他()法 栄養濃度(1/500)					
試験菌		黄色ぶどう状球菌	大腸菌				
抗菌 活性 値	持続性 試験	水浸漬試験後	3.5	2.8			
		耐光試験後	2.5	2.5			
		耐洗剤試験後	試験液NO. 1	2.6	試験液NO. 1	2.6	
			試験液NO.		試験液NO.		
	試験液NO.			試験液NO.			
持続性試験不要時							
登録試験事業者名		日本食品センター					
安全性試験確認結果		経口急性毒性(2000mg/kg以上)					
		皮膚一次刺激性(弱い刺激性)					
		変異原性(陰性)					
		皮膚感作性(陰性)					

(建協特記)

項目	内容		確認
表示対象	・製品カタログ ・製品 ・取扱説明書		
表示項目	表示予定内容		
抗菌効果	製品表面の細菌の増殖を抑制します。 これは、JIS Z 2801の抗菌性試験方法による試験をJNLA登録試験所で実施し、その効果がJIS Z 2801の抗菌効果の基準を満たしたものです。これにより感染防止、防汚、防カビ、防臭、ぬめり防止などの副次的効果を訴求するものではありません。		
抗菌加工部位	キッチンカウンター 水栓ハンドル	キッチンシンク	
抗菌剤の種類	無機系(銀)	無機系(銀)	
抗菌性能持続性	(一社)日本建材・住宅設備産業協会基準により確認		
安全性	(一社)日本建材・住宅設備産業協会基準により確認		
禁止事項	弱い酸の使用は、効果を落とす恐れがありますのでお避けください。		
取扱注意事項	抗菌力を発揮させるため、製品表面はよく掃除された状態に保ってください。		
啓発事項			
当製品カタログ	提出予定日 平成 年 月 日		
当製品取扱説明書	提出予定日 平成 年 月 日		
変更届・追加申請の場合	既登録番号：		
	変更・追加内容		

JNLA: Japan National Laboratory Accreditation system
(工業標準化法に基づく試験事業者登録制度)

担当者名	部署名	〇〇事業部〇〇課	TEL: 03-xxxx-xxxx
	氏名	日本 太郎	FAX: 03-xxxx-xxxx

抗菌性能基準使用申請委任状

一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会
会長 石村和彦 殿

届出年月日 平成 年 月 日

会社名

所在地

代表名

印

抗菌性能基準使用申請の代表者の代理とすることを届出致します。

記

部署名	役職名	氏名

様式—6

建〇〇—◎◎号

〇〇株式会社
△△事業部 ××商品部

□ □ □ □殿

抗菌性能基準使用審査結果通知書

貴社より、平成 年 月 日付で申請されました、
抗菌性能基準使用申請に関する審査結果について、
下記のとおり通知致します。

審査の種別	新規申請	変更届	追加申請	延長届
審査結果	(使用可 ・ 使用不可) と致します。			
使用可	抗菌加工商品名			
	登録番号			
	使用契約有効期間			
使用不可	理由：			

平成 年 月 日

一般社団法人 日本建材・住宅設備産業協会

会長 石村和彦

印

生活用品分野 抗菌性試験
J N L A 登 録 試 験 所

(2018年2月1日現在)

登録番号	試験所名	所在都道府県	TEL
Z90129JP	(一財)ニッセンケン品質評価センター 東京事業所	東京都	03-3861-2341
Z90130JP	(一財)カケンテストセンター 大阪事業所	大阪府	06-6441-6751
000142JP	(一財)ボーケン品質評価機構 大阪事業所	大阪府	06-6762-5887
000148JP	ユニチカガーメンテック(株) リサーチラボ事業部	大阪府	0724-37-0055
000154JP	(一財)メンケン品質検査協会 東京試験センター	東京都	03-3943-3174
010166JP	(株)LIXIL Technology Research 本部分析・評価室	愛知県	0569-43-3903
020176JP	石塚硝子(株) 研究開発センター 抗菌試験所	愛知県	0587-37-2501
020177JP	住友大阪セメント(株) 新材料事業部 抗菌評価室	千葉県	047-457-4971
020178JP	(株)シナネンゼオミック 開発部	愛知県	052-653-3201
020179JP	(一財)化学研究評価機構 高分子試験・評価センター 大阪事業所	大阪府	06-6788-8134
020181JP	TOTO(株) 総合研究所	神奈川県	0467-54-1145
030182JP	(一財)日本食品分析センター	東京都	072-641-8954
070240JP	(一財)ケケン認証試験センター 関西営業所	大阪府	06-6768-4414
090289JP	大和化学工業(株) 評価技術センター	大阪府	06-6328-0500
100293JP	日本微生物クリニック(株)	神奈川県	046-229-5581
100299JP	三愛石油(株) 化学品事業部 研究所	茨城県	0299-80-3731
120328JP	(一財)日本繊維製品品質技術センター 神戸試験センター	兵庫県	072-351-1891
130346JP	(公財)神奈川科学技術アカデミー イノベーションセンター	神奈川県	044-819-2031
170379JP	東亜合成株式会社 R&D 総合センター	愛知県	

副 次 的 効 果 の 表 示 つ い て

副次的効果の表示について、通商産業省（現 経済産業省）のガイドラインには

3. 3 抗菌の副次的効果等の定義

抗菌効果に係る副次的効果等は、「抗菌加工製品」の種類や使用方法などによって多種多様であり、統一的な定義の設定が困難であるため、「抗菌」の範疇に含めない。これら副次的効果などを表示する場合は、別途その内容を定義し、公表することが必要である。

抗菌効果に係る「汚れ」「臭い」「ぬめり」等を防止又は抑制する効果のような副次的効果もしくは「カビ」を防止又は抑制する効果（以下「副次的効果等」という）については、「抗菌」の範疇に含めないこととする。これら副次的効果等を表示する場合には、その表示者又は表示者に係る団体等において、別途その内容を定義し、公表することが必要である。

ただし、別途定義する表示方法・内容等については、本ガイドラインに準じて行うことが望ましい。

5. 2 「抗菌」の副次的効果等の表示方法

「抗菌」の副次的効果等を表示する場合には、その副次的効果等に関して検証がなされて、消費者に対して明らかにされていることが必要である。

副次的効果等を表示する場合には、その表示内容について、抗菌加工製品等の使用の態様に応じて妥当性が推定できる程度の試験方法で検証がなされ、当該表示者又は表示者に係る団体として当該表示方法についての準則が定められ、消費者に対して明らかにすることが必要である。

とされています。

備考 通商産業省（現 経済産業省）の生活関連新機能加工製品懇談会では、副次効果について、自社で試験をし、消費者に公開した上で、ある項目を訴求する場合、副次効果項目を訴求できないという表示のガイドラインと矛盾するので、その場合は、訴求できない項目からその項目を省くことができるという見解がだされています。

当協会の基準の表示の禁止事項の中には

この基準合格により、防汚、防カビ、防臭、ぬめり防止を表示してはならない。（表示する場合は、各社の責任で各々の項目の試験を実施した上で、各社の責任で行うものとする。）

と決めています。

備考 懇談会備考の見解を尊重するが、副次的効果の中で各社の試験により各社の責任で訴求する項目が、シス協（現建産協）の抗菌性能基準の評価により訴求できると誤解されないよう表示の配慮をすること。